

令和4年11月10日

令和4年

上毛町農業委員会11月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会11月期定例総会議事録

1.日 時 令和4年11月10日（木）午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 21名 欠席委員 1名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	○
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	欠
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	○
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 垂水 勇治 ○
末松 直幸 ○
向本 泰一 ○

4.議 案

- 議案第66号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請の対する処分の決定について
- 議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請の対する処分の決定について
- 議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請の対する処分の決定について
- 議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請の対する処分の決定について

5.その他 ・活動記録簿について
・次回定例総会日程

会議の経過

令和4年11月10日(木)午前9時00分開会

議長 皆さん おはようございます。

本日は、農業委員会11月期定例総会を開催致しましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は、宮秋委員、向本委員から欠席の連絡がありました。小川委員は少し遅れるそうです。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から11月期定例総会を開催致します。

議事録署名委員の指名を致します。

議席6番 前田委員 議席7番 横山委員を指名いたします。

よろしく願います。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第66号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをお願いします。

議案第66号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については賃貸借権28件、使用貸借権1件でございます。

まず、賃貸借権分ですが、期間は 3年、5年、6年、7年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が50,548㎡です。

筆数は28筆で貸し手15名、借り手8名となっております。

賃借料でございますが、現金では反当3,930円～45,450円です。

現物では反当 16kg～51kgとなっております。

次に、使用貸借権分ですが、期間は5年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が919㎡です。

筆数は1筆で貸し手1名、借り手1名となっております。

次のページから申出各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、5ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第66号については、
原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の6ページをお願いします。

議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条に規定による農用地利用集積計画の
決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字下唐原312番外2筆、地目は田で、面積は計4,859㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、

所有権の移転を受ける方は下唐原の●●さんです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は8～10ページのとおりです。

申請農地は、県道東下・中津線恒久橋入口交差点付近の整備済みの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑には入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第67号については
原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを
議題といたします。 事務局説明をお願いします。

事務局 資料の11ページをお願いします。

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は特定遺贈で、申請農地は大字吉岡598番1ほか4筆、地目は田で、

面積は11,906㎡です。

譲渡人は、大字成恒の●●さんで譲受人は成恒の●●さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は21,684㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てをみたしていると言えます。

位置図・箇所図は13～16ページのとおりです。

申請農地は幸子池そば及び大字成恒広瀬橋そばの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、宮秋委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

事務局 本日、宮秋委員は欠席ですが、特に問題はないと回答いただいています。

審議のほどよろしく願いいたします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第68号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の17ページをお願いします。

議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字下唐原1151番1ほか2筆、地目は田で、

面積は2,705㎡です。

譲渡人は、大分市の●●さんで、譲受人は大字垂水の●●です。

譲受人の権利取得後の経営面積は337,854㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は19～20ページのとおりです。

申請農地は大字下唐原の能満寺近くの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、私が地区担当となります。

申請者と現地を確認しましたが特に問題はありませんでした。

審議のほどよろしくお願いします。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第69号については原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の21ページをお願いします。

議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字下唐原786番1ほか1筆、地目は畑で、面積は1,225㎡です。

申請人は、大字下唐原の●●さんで、理由としては、資材置場等用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われます。

付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と

水利関係者の承諾を得ております。

この農地は、その他の2種農地に該当し、許可可能と判断します。

箇所図・位置図は22～23ページのとおりです。

申請農地は、下唐原の集落内の農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、私が地区担当となります。

現地を確認しましたが特に問題はありませんでした。

審議のほどよろしくをお願いします。

質疑にはあります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか

(質疑なし)

ないようですので 採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。賛成多数により議案第70号については原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分の決定につてを議題といたします
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の24ページをお願いします。

議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字宇野735番1、地目は田で、面積は662㎡です。

申請人は、大字西友枝の●●さんで、

理由としては、一般住宅建築用地の確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われま。

付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と

水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、第2種農地に該当し、許可可能と判断します。

箇所図・位置図は25～26ページのとおりです。

申請農地は宇野東区集落内の農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、水嶋委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

水嶋委員 現地を確認しましたが、問題はありませんでした。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑にはあります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第71号については、原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について2点、ご説明申し上げます。

まず1点目は活動記録についてでございます。

提出された活動記録の中身を確認させていただきましたが、回数が少ない方が多数いらっしゃいました。

回数が少ない場合、委員さんの報酬が減額となる場合もございますので、最低6回、できれば毎月10回以上の活動をお願いいたします。

農地パトロール、水利の相談など活動後には必ず活動記録の記入をお願いします。

2点目ですが、次回12月期定例総会については、12月9日(金)を予定しております。

また、定例総会に欠席された方におかれましては、後日役場まで資料の受け取りに来てくださいますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 委員の方から何かありましたらお願いします。

(委員質問なし)

それでは、これで11月期定例総会を終了します。

令和4年11月10日 午前9時16分閉会